Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-27

# 日本の仏教と家族（特集 東アジアにおける宗教と家族・地域）

森本, 一彦

(Citation)
社会学雑誌,29:51-65

(Issue Date)
2012-03-31

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81011124

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011124

# 日本の仏教と家族

森本一彦
京都大学大学院文学研究科特定准教授

さまざまな調査によって日本人の信仰心が薄いと言われるが、本稿ではそれが妥当であるのかを検証することを試みた。仏教は葬式仏教とも言われるように先祖祭祀や追善供養を中心としているが、檀家制度の下で信者がどのように檀那寺に関与するのかを検討した。その結果、一般的に思い浮かべる一家族が一寺と関係を持つ形態とは異なる一家族が複数の寺院と関係を持つ半檀家という形態が近世に存在しており、それは家族の継承と関係しており、宗教性よりも家族・親族の系譜性が前面に現れていた。それは現在ある一家一寺を原則として家族が一家して先祖祭祀を行うものとは異なっており、嫁や婿が実家の檀那寺を持ち込み先祖祭祀を継承するものであった。そのような半檀家が近世中後期に現在の形態に変化したのであるが、その変化の中でも家族・親族の継承が中心的な話題となっていたのである。しかし、仏教を中心とする寺檀関係において家族・親族の系譜性が前面に現れると言うものの、そこでは宗教実践が行われていたことも確かである。日本人の信仰心が薄いと評価されるのは、日本の宗教実践のあり方が欧米のキリスト教的な形態と異なっているからだとも言える。

## 一　日本人の信仰心

日本人の信仰心は薄いと言われ、宗教の影響は軽視される傾向にある。平成二〇年（二〇〇八）の「日本人の国民性調査」（統計数理研究所）において「あなたは、何か信仰とか信心とかを持っていますか。」の問いに対して「信じている」との回答は二七パーセントであり、もっとも高い割合の昭和三三年（一九五八）でも三五パーセントである（図1）。「七ヶ国国際比較調査」（一九八五～一九九四年）における「信じている」という回答はイタリア八七・八パーセント、アメリカ八五・三パーセント、イギリス六四・二パーセント、フランス六四・四パーセント、ドイツ七四・八パーセント、オランダ五七・一パーセント、そして日本が三七パーセントともっとも低い割合である。「環太平洋価値観国際比較調査」（二〇〇五～二〇〇八年）における「信じている」という回答は、日本二八パーセント、韓国、北京

一四パーセント、上海二八パーセント、香港三八パーセント、台湾六五パーセント、シンガポール七九パーセント、アメリカ八〇パーセント、オーストラリア五四パーセント、インド九二パーセントを対象とした社会主義国である中国（北京、上海、香港）を除くと日本がもっとも低い。いずれの調査においても、日本人の信仰心が低いことを示している。

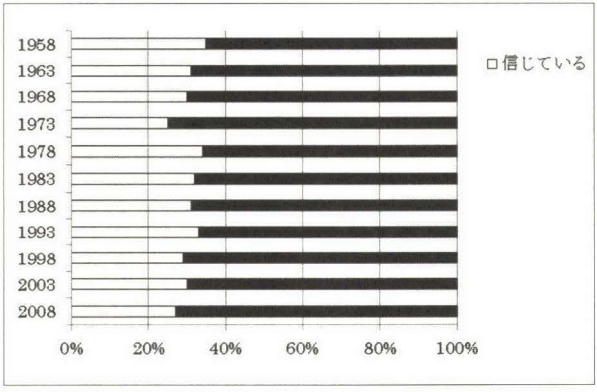


図1　信仰心の有無（「日本人の国民性調査」）

しかし、日本の地域社会には神社や寺院などの宗教施設が必ずあり、さらに神社や寺院以外にも地蔵や道祖神などさまざまな神仏が祀られていることが多い。神社や寺院の祭礼とともに、それ以外の神仏を祭祀する行事も行なっている。また、多くの家の中には神棚や仏壇があるとともに、井戸や台所などさまざまなところに神仏が祀られており、正月や盆などの神仏を祀る年中行事が行われている。このように見ると、日本人の宗教生活は非常に豊かであり、一般的に言われているような信仰心が薄いとは言えない。日本人は信仰心が薄いと言われながら、実際には宗教的行事の実践を行なっているのが現状である。

本稿では、日本人の宗教との関係性について、日本の家族における宗教実践と深く結びついている先祖祭祀を取り上げながら、その実態について歴史的な展開を考慮しながら検討していくこととする。先祖祭祀の実修としては盆・彼岸・年忌供養などがあり、墓や仏壇は先祖祭祀を具現化したものと言える。先祖祭祀の中心部分と考えられている墓や仏壇を守ることは、伝統的家族とされる家の継承と結び付けられて考えられてきたし、家のもっとも家らしい部分として研究されてきた。

日本における先祖祭祀を考える時、仏教の関与を避けて考えることはできない。仏教が先祖祭祀に関与するのは、江戸時代にキリシタン取締りのために寺請制度が強制され、葬送および死者供養が仏教寺院の管理下に置かれたためである。[1] 一般的に一つの家の先祖祭祀は、一寺が執行するという檀家制（＝一家一寺）によって成立していると考えられている。そして、家のメンバー全員が自家の先祖祭

祀をおこなうことが当然であるとされ、それが家に強い一体性を与えていると考えられてきた。

以上のような檀家制に対して、一家に対して複数の寺院が関係する慣行がある。夫婦や親子で檀那寺を異にする慣行は半檀家と呼ばれる。半檀家は近世においては宗門改帳に記載されているが、現在も残っている（森本二〇〇六）。以下では、日本の家族における宗教実践を考えるために、現存する半檀家の事例を紹介した上で、近世の半檀家についてみていくことにする。

## 二　半檀家という慣行

日本における仏教寺院と家との関係は、檀家制度と呼ばれて一つの家族は一つの寺院と関係を持つことが当然と考えられている。つまり、一つの家族の葬式、盆、彼岸、追善供養などの死者や先祖に関する儀礼は、一つの寺院が執行するのが普通である。しかし、一つの家族の儀礼に複数の寺院が関与する事例があり、それらを半檀家と呼んでいる場合がある。半檀家の場合には、世帯員ごとに関与する寺院が異なっているのである。その結果、夫婦間や親子間で寺院が異なるために、それぞれの葬式や供養においては異なる寺院が儀礼を執行することになる。

半檀家において世帯員と寺院とは多様な組み合わせが見られ、先行研究においてもその類型化が試みられている。最上孝敬（一九六七）は形態上から男女で檀那寺を異にする男女別半檀家、主婦だけが檀那寺を異にする主婦別半檀家、その他の檀那寺に分け、さらに婚入者によって生家の檀那寺が持ち込まれる生家継承型と家によって男女別に檀那寺が固定している固定型に分けた。村武精一（一九七〇）は、系譜関係から父系的、男女並行系筋、男系筋、男系筋＋嫁系筋の並行、二者択一的の五つに分類した。福田アジオ（一九七六）は、家の規定の有無（婚姻等によって寺檀関係が変更するか）と性別による帰属（親の檀那寺を子どもがどのように継承するか）を組み合わせて類型化したが、後に家規定型・家無視型から変更型・継続型と変更した（福田　一九八八：一〇〇頁）。このようにさまざまな類型が提示されるのは、研究者の立場の違いということもあるが、実態の多様性を現していると言える。

多様な半檀家を理解するために、拙著（森本二〇〇六）においては、先行研究による家を単位とした分類ではなく、親子関係と夫婦関係などの二者関係による分類を行った。親子関係については、先行研究が注目してきた父系・母系といった性別による分類ではなく、性別型（父と男子の檀那寺、母と女子の檀那寺が同じもの）、単系型（すべての子どもが父あるいは母の檀那寺の一方に統一されたもの）、非性別型（両親の檀那寺が子どもの性別に関

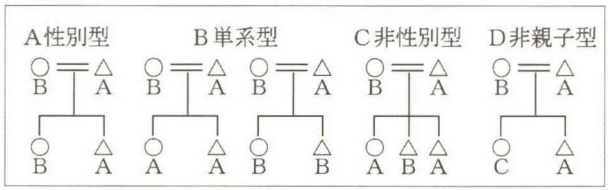


図2　親子に注目した半檀家の類型（A・B・Cは寺院を示す。）

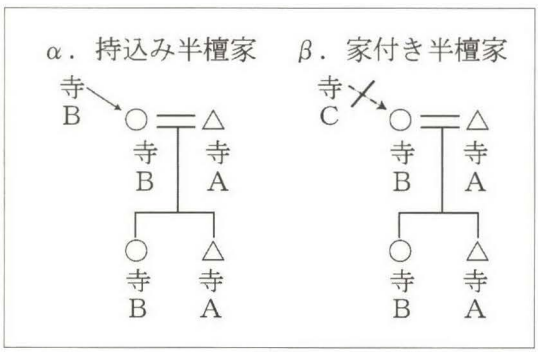


図3　入家者に注目した半檀家の分類

わらず分配されたもの）、非親子型（子どもが両親の檀那寺と異なるもの）の四類型として分類した（図2）。夫婦関係については、嫁や婿などの入家者が実家の檀那寺を持ち込む持込み半檀家と実家の檀那寺を持ち込まない家付き半檀家の二類型として分類した（図3）。以上の分類によって、半檀家という宗教的な慣行が家の継承をもとに形成されていたことを明らかにするとともに、半檀家が江戸時代を通じて持込み半檀家から家付き半檀家へと変化したことによって家の成立の過程を反映していたことを提示した。

半檀家は、日本の宗教が教義によって拘束される以上に、生活実態によって影響を受けているという事実を如実に示していると言える。

## 三　現存する半檀家

現在の日本では、檀家制度が一般的であるために、我々が半檀家に出会う機会はないが、実際に半檀家が残っている。以下では、現存する半檀家の事例を紹介することとする。

岐阜県各務原市には、現在でも男女で檀那寺を異にする家があり、カタダンケ（片檀家）と呼んでいる（各務原市教育委員会編　一九八五）。各務原市那加山後では、以前はカタダンケが二五、六軒あり、男は岐阜市内にある禅宗の大宝寺、女は那加山後にある浄土真宗の正厳寺を檀那寺としていた。カタダンケであった家は、同じ姓であり、一統であったが、一九九五年頃に一軒を残して、正厳寺との関係を解消して、大宝寺一か寺だけの関係となった。一九九〇年頃におこなわれた正厳寺の普請がきっかけとなり、経済的負担が重いカタダンケが解消されたという。

現在、カタダンケを維持しているE家は分家であり、現

当主は四代目である。那加山後のカタダンケは、葬式があると、男は大宝寺、女は正厳寺の僧侶が来て儀式を執り行っている。E家の場合には、葬式があると両寺に来てもらい、男は大宝寺、女は正厳寺が導師を勤めてもらっている。戒名は導師を勤めた寺が決めるので、男女で異なることになる。

仏壇は浄土真宗用のものを使用しており、正面には阿弥陀仏の図像が掛けられ、右には観音像が安置されている。阿弥陀仏は浄土真宗で祀られ、観音像は禅宗で祀られるものであり、E家の仏壇は浄土真宗と禅宗の両方の祭祀形式が取り入れられている（図4）。

E家の仏壇には五基の位牌が安置されているが、そのうちの三基はE家の初代から三代までの夫婦の位牌であり、他の一基は分家をした時の本家の当主夫婦のものであり、もう一基は現当主の幼くして亡くなった子どものものである。位牌は夫婦で一基を作り、右に夫の戒名、左に妻の戒名が書かれている。初代夫婦の位牌には、右に「本源恵覚信士」、左に「釈妙恩信女」と刻まれており、二代目、三代目、本家の位牌も同じである（図5）。もう一基の現当主の子どもの位牌には、「釈浄彰」という浄土真宗の戒名が刻まれているが、この子どもは男であるので、本来禅宗の戒名が付けられるはずであるが、浄土真宗の戒名が付けられている。幼かったので、近くの正厳寺に依頼した



図4　E家の仏壇



図5　E家の位牌




図6　E家の墓石

ためである。

墓石にも位牌と同様に夫婦の戒名が刻まれているものが多い（図6）。E家の墓地には、六基の石塔と墓標が建てられている。初代～三代の夫婦の石塔がそれぞれ一基ずつ、「E家之墓」と刻まれた石塔が一基、「法名釈妙南／妙遂」と刻まれた石塔が一基建てられている。墓標には四名の戒名が刻まれており、すべて「釈」が付けられた戒名であるが、これらは四名とも男である。

盆は浄土真宗では死者の供養をしないので、禅宗の祀りだけを行なっている。オリョウグ（御霊供）膳といって、いろいろな供え物を作って供えるという。禅宗大宝寺の檀徒であるはずの当主があまり信仰熱心でないこともあり、浄土真宗正厳寺の檀徒である当主の妻が祀りを行なっている。正厳寺には盆の棚参りはないが、命日参りは行われている。

行事としては、大宝寺は二月の大般若経と八月の施餓鬼の年二回が大きなものであるが、これらの行事にも妻が参加している。正厳寺の行事としては、四月の婦人会が大きなものである。また、大宝寺の本山は京都の妙心寺であり、夫婦そろってお参りに行くと言う。

那加山後のE家では、男は大宝寺・女は正厳寺と分けているが、実際の二か寺との付き合いにおいては家族員よる区別をしていない。先祖祭祀などの儀礼においては家族員がどちらの寺とも関係を持っており、一人一人は自分がどちらか一方の寺院の檀徒だという意識は希薄である。どちらかと言えば、死者が出た時に、寺が個人に配分されているという方が適当である。

各務原市のカタダンケは、固定した二ヶ寺が男女別に分配される形態であるが、このような固定した複数の寺院を男女別に分配する半檀家は、千葉県や神奈川県などに現存する半檀家と同じものである。このような半檀家は、檀家側の要求から解消される傾向にある。

## 四　近世における半檀家

各務原市には那加山後以外にもカタダンケが現存しており、それらは那加山後と同じように男女別に寺院が決められている。これらのカタダンケにおいては、その家に入家した者が実家の檀那寺を捨て、入家した家で決められている檀那寺に変更するというものである。各務原市にみられるカタダンケは拙著（森本　二〇〇六：七三）の分類による家付き半檀家であり、現存する半檀家は家付き半檀家だけである。[2] 各務原市のカタダンケは一家して祭祀するものであり、家的であるといえるが、以前のカタダンケも家的なものであったのだろうか。

『各務原市史』（各務原市教育委員会編　一九八五）には

那加山後と大野のカタダンケが報告されており、その報告によればカタダンケができた理由として、女性が嫁ぐ時に実家の檀那寺を持ち込み、それが固定して二ヶ寺と関係を持つことになったという伝承が語られているという。

## 四―一　越後国女池六ヶ村の半檀家の事例

このように檀那寺の持ち込みをきっかけとして半檀家ができ、その後に檀那寺が固定する事例は江戸時代にも記録されている。越後国蒲原郡女池六ヶ村の半檀家の由来を提出させた書類である文政一三年（一八三〇）の「一家両寺之者由来書上帳」（新田家文書・新潟市役所保管）には、文政一三年の段階では家付き半檀家がもとは婚姻の際に実家の檀那寺を持ち込み、それが固定したとする事例が多数記載されている。

この資料には、新発田藩の支配した女池六ヶ村において四八家の半檀家（女池新田二二家・鳥屋野一一家・藤巻新田四家・網川原新田四家・親松新田六家・小張木新田六家）があり、それらの家が半檀家になった由来が記されている。

次に「一家両寺之者由来書上帳」に記載されている具体的事例を見ていくことにする。

### 〈権兵衛家の事例〉

権兵衛家は、戸主の権兵衛のほか母・妻・未婚子二名（男子一名・女子一名）・子夫婦・孫二名（男子一名・女子一名）の九名である。光林寺を檀那寺とする未婚子の二男以外は、全員が皆応寺を檀那寺とする半檀家であり、その理由は次のように記されている。

右権兵衛義、当村甚左衛門分家ニ而、代々浄土真宗当村皆応寺旦那ニ御座候処、元禄年中光林寺旦那当村七助方より妻取迎候節、先方旦那寺離旦無之、則持越候。以来子供壱人ツヽ、光林寺旦那寺ニ付来申候。元禄十六未年以前之宗旨帳無御座、年歴聢与相分不申候。

光林寺を檀那寺とする家から嫁を迎えたが、離檀せずに実家の檀那寺のままであった。それ以降子どものうち一名だけが光林寺を檀那寺とするようになったという。最初に嫁が実家の檀那寺を維持する持込み半檀家ができ、その後は持ち込まれた檀那寺が子どものうち一人に継承される家付き半檀家となった事例である。

### 〈才助家の事例〉

才助家は、戸主の才助のほか母・妻・未婚子（男子二名）の五名である。皆応寺を檀那寺とする未婚子の二男以外は、全員が金宝寺を檀那寺する半檀家であり、その理由は次のように記されている。

右才助義、五代以前当村角助分家、宝永六巳年角助姉へ近江新田半四郎方より婿取迎、分家為致候処、先方旦

那寺金宝寺離旦無之、則持越候。妻ハ本家并皆応寺旦那ニ御座候。女子弐人有之。壱人皆応寺へ付出し候へ共、間も無く相果、次壱人金宝寺ニ付出し、同人江享保年中出来嶋新田小右衛門方より婿取迎候。小右衛門義、元来皆応寺旦那之者ニ付、則同寺持越、同人倅嘉蔵と申者、金宝寺へ付出し、其他子供ハ両寺江隔番之様子ニ相付、右嘉蔵娘はなと申者、皆応寺旦那ニ御座候処、寛政三亥年鷲木新田三次郎方より奥次郎と申者、婿取迎候。三次郎義、元来皆応寺旦那ニ付則持越候処、妻義金宝寺へ寺替いたし、相続仕居候処、右奥次郎義、去々子年一家一寺被仰出後、死去仕候。当才助義ハ隔番之形ニ而、金宝寺旦那ニ御座候。倅文蔵義金宝寺、次皆応寺と一人間ニ付来申候。都而是迄亭主一代代り之様子ニ相成来候へハ、当倅文蔵義ハ皆応寺旦那ニ可相成処、何となく金宝寺ニて相済申候。尤本家角助義、代々皆応寺旦那御座候。

才助家は、皆応寺を檀那寺とする本家から姉が分家して婿を迎えたが、婿は実家の金宝寺を檀那寺として持ち込んだ。夫婦には女子が二名おり、それぞれ金宝寺と皆応寺を檀那寺として分配したが、皆応寺を檀那寺とした女子が死亡した。その後、金宝寺を檀那寺とした女子に小右衛門を婿に迎えるが、婿の小右衛門は実家の皆応寺を持ち込んだので、倅の嘉蔵は金宝寺を檀那寺として、それ以外の子どもは皆応寺と金宝寺を交互に檀那寺とした。嘉蔵の娘であるはなは皆応寺を檀那寺としていたが、実家の檀那寺が皆応寺であった奥次郎を婿として迎え、そのまま檀那寺を持ち込んだために、はな自身は檀那寺を金宝寺に変更した。婿の奥次郎は、一家一寺の法令が出た後に死亡し、現戸主才助は金宝寺を檀那寺としており、亭主一代代わりに檀那寺を交互に変えることとなっていたが、倅文蔵は何となく金宝寺を檀那寺としている。ただし、文蔵の弟が皆応寺となっている。

才助家が半檀家となる契機は、婿が実家の檀那寺の金宝寺を持ち込んだことによっているが、先の権兵衛家とは異なり、二代目においても婿が実家の檀那寺である皆応寺を持ち込んでいる。四代目も婿が実家の檀那寺の皆応寺を持ち込んだが、妻と同じ檀那寺であったために、妻が異なる檀那寺の金宝寺に変更したのである。才助家では、初代の婿が檀那寺の持ち込みが半檀家のきっかけとなったが、その後も婿による実家の檀那寺の持ち込みが行われた。ただし、持ち込まれたのは、金宝寺か皆応寺であったために、檀那寺が二ヶ寺以上に増えることはなかった。ただし、四代目の婿と妻が同じ檀那寺であったために、妻の檀那寺を変更した点から見れば、婿が実家の檀那寺を持ち込むことは許されるが、それによってこれまで関わってきた二ヶ寺を檀那寺とする者がいなくなることを回避したと考えられる。家付き半檀家の原則を取りながらも、それまでの檀那

寺が継承される限りにおいては檀那寺の持ち込みは許容されたのである。

〈惣五郎家の事例〉

惣五郎家は、八名の世帯であり、全員が皆応寺を檀那寺としているが、もとは半檀家であった。

右惣五郎義、元禄十六未年より正徳五未年迄一家皆応寺旦那ニ相成居候処、享保四亥年より男方ハ浄土宗□□町如来寺、女方ハ皆応寺と一家両寺ニ相分り居候へ共、右之間帳面無御座、相分不申候。尤正徳年中之人柄と相見申候。同拾四酉年より以来猶亦皆応寺一寺ニ相成申候。尤如来寺旦那ハ皆応寺借印ニ而相済候由ニ御座候。いつの頃より相極り候哉。当時ハ妻壱人つゝ如来寺旦那之訳ニ相極居候得共、訳柄相知し不申候。且当惣五郎承伝ニハ、以前如来寺旦那之処、海老ヶ瀬より婿取迎候処、同人浄土真宗帰依ニ寄り皆応寺旦那ニ相成候由ニ御座候。元禄十六未以前宗旨帳無御座候。

男子は浄土宗の如来寺、女子は浄土真宗の皆応寺の家付き半檀家であったが、浄土真宗を檀那寺とする婿が来て、女子の檀那寺であった皆応寺を檀那寺にしたために、男子の檀那寺も同じになり、半檀家が解消して一家一寺となった。婿は本来如来寺を檀那寺とすべきであったが、浄土宗であったために、信仰心から実家の檀那寺と同じ浄土真宗に変え、半檀家が解消されて一家一寺となった事例である。

〈名右衛門家の事例〉

名右衛門家は一〇名の世帯で、全員が福王寺を檀那寺としているが、もとは半檀家であった。

右名右衛門儀、享保年中ニ本木村より引越参り候者ニ而、其節より妻壱人つゝ西方寺、其他男女不残福王寺旦那ニ御座候処、去丑年当名右衛門妻西方寺旦那ニ而死去いたし候へ共、一家一寺被仰出後ニ付、太五郎妻西方寺へ付出し不申、西方寺旦越相果申候。

妻が西方寺の檀那寺であり、それ以外の者は福王寺を檀那寺とする家付き半檀家であったが、一家一寺の法令が出た後に妻が死亡したために西方寺との関係がなくなった。一家一寺の法令の影響を受けて半檀家が解消された事例である。

## 四―二　越後国蒲原郡女池六ヶ村の半檀家の特徴

「一家両寺之者由来書上帳」には、以上のような事例が掲載されている。

半檀家になった年代については、古い宗門改帳が残存していないために年代を確定できないものもあるが、確認可能な年代をあげてみると一七〇〇年以前が一二家、一七〇一～一七五〇年が二二家、一七五一～一八〇〇年が

九家、一八〇一～一八三〇年が四家であり、先に見た権兵衛家・才助家・惣五郎家・名右衛門家のように元禄・正徳・享保以前に半檀家となったとするものが多い一方、文政一三年（一八三〇）に近い時期に半檀家になったものもある。文政一三年（一八三〇）の段階では、権兵衛家や才助家のように持込み半檀家から家付き半檀家となっている家が四四家ある。新発田藩の寛政令・文化令では檀那寺の持込みが禁止されていたが、文政一三年（一八三〇）の段階でも入家者によって檀那寺が持ち込まれていたのである。しかし、一七五〇年までに家付き半檀家に移行していたものは、四三家のうち三四家である。さらに文政一三年の段階において、惣五郎家や名右衛門家のようにもとは半檀家であったが、一家一寺となっていた家も記載されている。

半檀家の由来については、入家者の持込み二九家（妻による持込み二五家、婿による持込み四家）、寺替え五家、半檀家の本家に従った分家二家、不明一二家であり、持込み半檀家からはじまり、家付き半檀家へと変化する場合が多いことが分かる。半檀家の多くは、何代か前の嫁や婿が実家の檀那寺を変えずに、婚家に持ち込み、さらにその檀那寺を誰かが継承することによって現れていたのである。

## 四―三　各務原市のカタダンケの変遷

先にみたカタダンケ（＝男女別半檀家）が見られる各務原市の事例でも、越後国蒲原郡女池六ヶ村のように嫁や婿によって実家の檀那寺が持ち込みによって半檀家ができたのであろうか。各務原市では、嫁などが実家の檀那寺を持ち込んだことによって半檀家が成立したという伝承が語られていたが、越後国蒲原郡女池六ヶ村のような歴史資料は

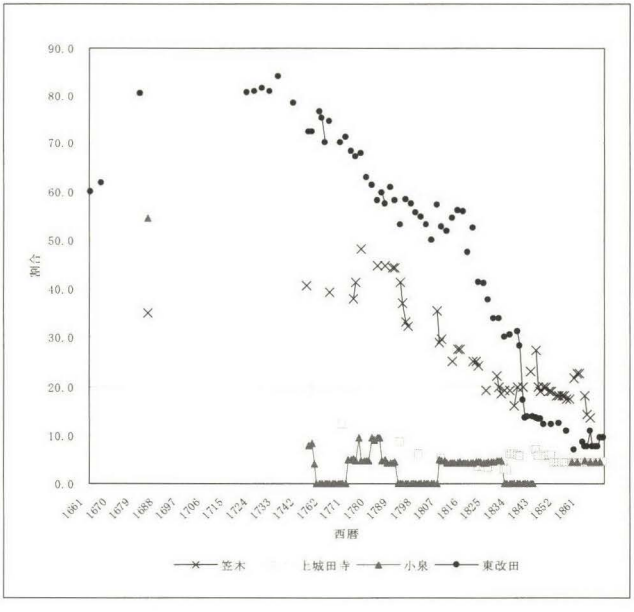


図7　美濃国の半檀家の変遷

存在しない。

そこで各務原市に近い岐阜市東改田の事例を検討してみると、近世前期には嫁が婚家に檀那寺を持ち込む半檀家がみられるが、近世中後期になると檀那寺の持ち込みはおこなわれなくなり、家付き半檀家に変わっていったことが分かる（森本　二〇〇六）。

その他の美濃国の宗門改帳の数量分析（森本　二〇〇六）では、近世前期に高い割合でみられた半檀家も幕末に向かって減少するとともに解消され（図7）、檀那寺が家に固定した家付き半檀家だけではなく、嫁や婿として家に入ってきた者が実家の檀那寺を持ち込む持込み半檀家もみられる。美濃国においても持込み半檀家が近世前期に存在しており、近世中後期なると嫁や婿による檀那寺の持ち込みがおこなわれなくなって「家付き半檀家」へと移行し、やがて一家で檀那寺が統一された檀家制（一家一寺）となっていったことが分かる。

以上のように各務原市の周辺部でも半檀家は嫁や婿が実家の檀那寺を持ち込むことから始まり、家付き半檀家となったことを考えれば、各務原市のカタダンケ（＝家付き半檀家）も越後国蒲原郡女池六ヶ村と同様の展開を経て現在に至っていると考えてよいだろう。

## 五　半檀家における宗教実践

前節では、各務原市に現存する家付き半檀家であるカタダンケがどのように成立したのかを検討するために、近世の半檀家のあり方を検討し、もとは持込み半檀家から始まったのではないかと推測した。それでは半檀家において、どのような宗教実践が実修されていたのであろうか。

カタダンケである各務原市那加山後のE家では、葬式や追善供養には男女各々の檀那寺が導師としてやって来て法要を勤め、戒名は各々の檀那寺が付けていた。仏壇は浄土真宗用のものを使用するが、浄土真宗で祭祀される阿弥陀仏の図像と禅宗で祭祀される観音像が安置されている。位牌には、檀那寺の異なる夫婦の戒名が刻まれており、墓石にも夫婦の戒名が刻まれている。しかし、実際には、自分の檀那寺とだけ付き合いをしているのではなく、他の檀那寺とも関わりを持っており、家を単位とした祭祀がおこなわれている。

これに対して、江戸時代の半檀家における宗教実践の実態を記録する資料は少ない。たとえば、寺檀関係をめぐる訴訟資料は主に宗門改帳に記載される宗判権が問題とされるので、葬式の方法や墓の形態がどうであるのかは記載されていない。当事者にとっては、日々の宗教実践は書き残す必要がなかったのであろう。それでも歴史資料の片隅に

記録されていることもある。以下では、歴史資料にわずかに記された宗教実践についての記載を拾い上げてみることにする。

越後国頸城郡神谷村の文政一二年（一八二九）の「熟談議定証文之事」（牧村史編さん委員会編　一九九八）には宗門改帳では分からない家付き半檀家の実態が記されている。

一　惣而是迄女房併子供之内、他之菩提寺旦那ニ成居候方、其身一代限り旦縁、跡継不相成事。

右之趣、被仰渡候ニ付、神谷村清左衛門義、先祖より亭主壱人宛久保村専長寺旦那、家内不残三村新田常光寺旦那、菩提寺両寺ニ而是迄仕来候処、右改正ニ付、清左衛門先祖筋目相調候処、双方無拠由緒有之、拙者共立入、惣方利害相諭熟談致候趣、左之通り、

一　亭主壱人宛者、是迄之通り久保付専長寺ニ而死滅法用可致事。

一　家内不残、是迄之通り三村新田常光寺ニ而死滅法用可致事。

一　前書之通り謂有之候家筋ニ而、熟談議定一札相極候得共、後日ニ相成無拠筋有之候而、別家仕候義ニも相成候ハヽ、双方両寺共立入、別家御分ヶ可被成下事。

一　印形之義ハ、入魂合ニ付、平山村通願寺ニ而両寺共ニ代印相頼置候事。

亭主だけが専長寺を檀那寺とし、他の家族は常光寺を檀那寺としていたが、今後は宗門改帳への宗判は第三の寺院である通願寺に任せることになったという。しかし、葬式（＝死滅法要）はこれまで通りに二ヶ寺でおこない、亭主だけが葬式を専長寺でおこなうことと約束した。半檀家の葬式は、各々の檀那寺が行なっていたことが分かる。

文化一三年（一八一六）の出羽国村山郡山家村山口家文書三三六九号（国文学資料館所蔵）でも、宗門改帳においては一家一寺としながら、実態においては半檀家を維持する事例が記されている。

一　悴孫作年来貴寺様御印形被成下候。然処今度御上より宗旨帳之義者判頭ニ准し候様、急而被仰出候ニ付、従来由緒相欠候義不本意御座候得共、此度孫作義以御慈悲御寺払被成下度奉願上候。尤孫作他行留守中之義仰被聞、重々御尤奉承知候得共、此義者拙者共連印以奉願上候。孫作帰宅之節、右之趣違茂無之様申聞、貴寺様御地内ニ葬置候。仏事等急度相勤可申候。右奉願上候通被仰付候ハヽ、連判之者とも一統難有仕合ニ奉存候。以上。

宗門改帳では一家一寺に記載するとしながら、実際は葬祭や仏事においては半檀家を維持することを約束させている。その中には「貴寺様御地内ニ葬置候」とあり、半檀家では寺ごとに埋葬されていたことがわかる。このような事例は、千葉県などで男女別墓として報告されている。

『牧民金鑑』（横山　一九三五）の安永九年（一七八〇）の触には、半檀家を禁じた上で、「別段ニ持仏取繕候儀も相止メ、其家有来之仏檀相用可申候」とあり、半檀家が仏壇を別に作ることを禁止し、これまである仏壇を使用することを命じている。各務原市那加山後のカタダケンであったE家の仏壇は一つであったが、このような経緯があったのかもしれない。

『全国民事慣例類集』（明治文化研究会編　一九五七）には嫁の葬式を実家で行うという出嫁女の帰葬が記載されており、嫁の供養が婚家とは別に行われていたことを物語っている。また、徳島県阿南市では出棺にあたっての挨拶は、嫁の場合は生家の親族がすることになっているという。このような事例を見ると、各務原市のカタダンケがあくまでも家を単位として複数の檀那寺と関わっていたのとは異なり、嫁の場合には実家が大きく関与していたのである。現存している半檀家とは異なる宗教実践が行われていたと考えられる。

## 六　半檀家の背景と解消

半檀家は近世前期に多く見られたが、近世中後期にかけて減少し、幕末にはほとんどが解消して一家一寺となった。近世後期に多発する寺檀関係をめぐる訴訟は、半檀家の下で檀那寺が信者を確定する必要から発生しているが、それらの訴訟を検討していくと、半檀家が成立する背景には檀那寺の継承と財産継承が深く結びついていたことが分かる。

『牧民金鑑』（横山四郎編輯　一九三五）には養子は養父、女房は夫と同じ旦那寺とすることとして、実家の檀那寺のままにすることを禁止している。しかし、例外として次のような記載がある。

> 但、親類縁者之内より田畑等譲受候歟、又者聟・嫁等を貰候節、田畑等持参いたし候由緒を以、実家並譲主之菩提寺旦那ニ成居候分たりとも、其身一代限ニ而跡継者不相成事。

親類縁者からの田畑の譲渡を受けているか、婿や嫁などをもらった際に田畑などを持参したときには、財産元の実家や譲り主の檀那寺の継承を認めるとしているが、一代限りの継承しか認めないとしている。一家一寺を原則とすることが進展していた近世中後期において実家の檀那寺の継承は禁止されていたが、財産元の檀那寺の継承を認めるという過渡期になっていたと考えられる。そのことを考慮すると、近世前期においては檀那寺の継承の背景には、財産の継承が関係していたと言える。

檀那寺の継承が財産の継承と関係していたために、檀那寺の運営の財産を確保する方法として檀徒の檀那寺の変更を認めなかったが、近世中後期以降に村側が宗門改帳の事

務手続きが煩雑になることを理由にして一家一寺を主張していく。それに加えて、支配者も村側が主張する一家一寺を支持した結果、宗門改帳の上では一家一寺に記載されていくことになり、さらにその記載に合わせて実際上も一家一寺が実現していくこととなったと考えられる。

つまり、半檀家を検討すると、その背景や解消にはそれよりも家族や親族などにおける継承の問題や村や支配者などの政治的・社会的な問題が前面に出ており、信仰面、とくに個人の信仰心については問題にはならない。しかし、半檀家という宗教的な事象において家族・親族における継承や政治的・社会的な側面が強調されることをもって、日本人が信仰心が弱いとするのは妥当であろうか。個人の信仰心を強調するのは、欧米的・キリスト教的な宗教観であり、日本をはじめとした東アジア圏において宗教的実践は先祖祭祀を中心としていることもあり、もともと家族・親族などの継承の問題が介入しやすいと考えられる。日常の宗教的実践として先祖祭祀が行われていても、問題が顕在化するときには、個人の信仰心よりも継承の問題こそが表面化しやすく、宗教が持つ聖性の側面は弱いために、その結果として日本人の信仰心は薄いという評価がなされることになると言えよう。

## 七　まとめ

宗教実践の面が反映していないために日本人の信仰心が薄いとされることが多いが、それは欧米のキリスト教的な一神教的な宗教観を念頭に置いた評価であると考えられる。本稿では半檀家を中心として日本の宗教実践について考察を行ったが、そこに見られる仏教は宗派の教義よりも先祖祭祀を中心としていた。そして、歴史資料に記録されていたのは、宗教実践よりも財産継承などの家族・親族のあり方であった。つまり、半檀家には、嫁や婿が実家の檀那寺を持ち込む近世前期から婚家の檀那寺に変更する近世中後期への変化が反映されていた。家の継承が強調される日本の宗教生活における信仰心は、積極的な評価が行われて来なかった。しかし、そこには宗教実践が行われていたことが確認できるのであり、必ずしも信仰心が薄いとは言えないが、日本の信仰心が薄いと評価されるのは聖性を強調する欧米の一神教的な宗教モデルで見ているのであるからだと言える。アンケートによる「信仰心があるかないか」という質問は非常に単純なものであり、系譜性を中心とする先祖祭祀と一神教的な宗教形態とを同じ指標で考えることをもう一度問い直す必要があると言える。

## 註

（1）「御条目宗門檀那請合之掟」（石井編　一八五九：七八―八〇）には檀那寺と檀徒との関係が記されており、死者の見分、葬儀、年忌などは檀那寺がおこなうべきものとしている。

（2）千葉県や神奈川県に半檀家が現存している。

## 参考文献


石井良助編　一九五九　『徳川禁令考』前集第五　創文社

各務原市教育委員会編　一九八五　『各務原市史』考古・民俗編

福田アジオ　一九七六　「近世寺檀制度の成立と複檀家」『社会伝承研究』第五号（社会伝承研究会）

牧村史編さん委員会編　一九九八　『牧村史』資料編　牧村村武精一

村武精一　一九七〇　「日・琉祖先祭祀からみた系譜関係の塑形性―いわゆる〈半檀家〉・〈入墓制〉などの民俗慣行から」岡正雄教授古稀記念論文集『民族学からみた日本』河出書房新社

明治文化研究会編　一九五七　『明治文化全集』第一三巻法律編　日本評論新社

最上孝敬　一九六七　「半檀家制について」『日本民俗学会報』第五〇号

森本一彦　二〇〇六　『先祖祭祀と家の確立―「半檀家」から一家一寺へ』ミネルヴァ書房

横山四郎編輯　一九三五　『牧民金鑑』下　誠文堂新光社